

京都市告示第435号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成23年9月7日付け京都市告示第241号により、土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成24年3月15日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市南区上鳥羽南鉾立町9番3及び10番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)